

2024年（令和6年）3月1日より 戸籍法が改正されて便利に

令和6年3月1日より本籍地以外（住所地や勤務先最寄りの市区町村窓口）の市区町村で戸籍謄本発行が受けられたり、マイナンバーを利用することで戸籍謄抄本の添付が省略することができるようになります。

婚姻前、転籍前の戸籍謄本もまとめて取得できます。

請求できるのは「本人」「配偶者」「父母、祖父母」「子、孫」です。ただし、兄弟姉妹、郵送や代理人による請求はできません。

コンピュータ化されていない一部の戸籍、除籍は、含まれません。（従来どおり）

身分証明書（禁治産又は準禁治産の申告の通知を受けていないこと、破産の通知を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと）は、対象外で従来通り、本籍地にて交付請求が必要です。